

平成26年度大分県労政・相談情報センターの相談状況及び労働相談案内

1 大分県労政・相談情報センターの相談状況

(1) 相談件数は4.3%増

労働相談の件数は、前年度から50件増加し、1,201件(4.3%増)となっています。県内景気は緩やかな回復基調が続き、雇用環境も一部に厳しさがみられるものの改善していますが、複雑多様化する労働環境を反映して、労働相談は23年度から増加傾向にあります。

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総件数	872	1,038	1,077	1,151	1,201
対前年度比	△11.2%	19.0%	3.8%	6.9%	4.3%

(2) 労働者からの相談が91.0%

労使別相談件数をみると、労働者1,093件(正社員594件、非正社員499件)、使用者108件となっています。

労使別の割合でみると、労働者からの相談が全体の91.0%を占めています。また、労働者のうち、正社員が54.3%、非正社員が45.7%となっています。

年 度	合 計	労働者	労働者		使用者
			正社員	非正社員	
22年度	872	820	454	366	52
23年度	1,038	981	530	451	57
24年度	1,077	1,019	571	448	58
25年度	1,151	1,045	642	403	106
26年度	1,201	1,093	594	499	108

(3) 賃金、労働時間、退職の相談が上位

相談件数を内容別にみると、賃金(賃金未払い、時間外手当等)が193件、労働時間、休日・休暇が154件、退職、退職金が113件、解雇、退職勧奨が96件の順に相談件数が多くなっています。

また、ハラスメント関係(パワハラ、嫌がらせ、セクハラ)が122件(前年度117件)と4.3%増となっています。

【相談内容別上位(中項目)】

順位	平成24年度 1,077件			平成25年度 1,151件			平成26年度 1,201件		
	内 容	件数	割合	内 容	件数	割合	内 容	件数	割合
1	賃 金	206	19.1%	賃 金	207	18.0%	賃 金	193	16.1%
2	労働時間、休日・休暇	158	14.7%	労働時間、休日・休暇	142	12.3%	労働時間、休日・休暇	154	12.8%
3	解雇、退職勧奨	111	10.3%	退職、退職金	128	11.1%	退職、退職金	113	9.4%
4	退職、退職金	93	8.6%	解雇、退職勧奨	103	8.9%	解雇、退職勧奨	96	8.0%
5	労働保険	77	7.1%	労働保険	85	7.4%	労働保険	75	6.2%
6	雇用その他	53	4.9%	労働条件その他	55	4.8%	労働条件その他	65	5.4%
7	労働条件その他	42	3.9%	勤労者福祉その他	49	4.3%	雇用その他	52	4.3%
8	勤労者福祉その他	33	3.1%	就業規則 (労働契約)	48	4.2%	就業規則 (労働契約)	52	4.3%
9	安全衛生	31	2.9%	職場の人間関係	37	3.2%	勤労者福祉その他	43	3.6%
参考	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	194	18.0%	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	200	17.4%	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	244	20.3%

(4) 労働相談内容の例

- 賃金と残業した時間外手当を払ってくれない。どうしたら払ってもらえるか。(労働者)
- パート労働者には年次有給休暇はないと言われたが、本当か。(労働者)
- 部長から執拗に退職を勧められている。まだ辞めたくないの、どう対処したらよいか。(労働者)
- 職場の人間関係に疲れたので辞めたいが、引き留められている。どうしたら退職できるか。(労働者)
- 社員の勤務成績、態度が悪いので解雇したいが、手続はどうすればよいか。(使用者)
- 加入条件を満たしているパートだが、会社が労働保険・社会保険の加入手続をしてくれない。(労働者)
- 働き始めてから、就業規則を見せてくれない。当初に約束された賃金と勤務時間の労働条件が違う。(労働者)
- 法改正に伴い、就業規則を見直す予定だ。留意すべき点はどんなところか。(使用者)
- 上司のパワハラ、嫌がらせで体調を崩した。パワハラ等をやめさせるにはどうしたらよいか。(労働者)

2 大分県労政・相談情報センターの労働相談案内

(1) 労働相談

○労働問題全般の相談を来所または電話で受付。予約は不要、相談料は無料

○県職員が直接相談を受けるので、秘密厳守

【場所】大分市大手町3-1-1 県庁本館7階

【受付】月曜～金曜、午前8:30～午後5:15

(2) 巡回特別労働相談

○県内各地で毎月1回開催、弁護士や社会保険労務士等が直接相談を受け付けます。

【開催予定】

・4月23日(木) ホルトホール大分 4階 408会議室

・5月28日(木) 別府ニューライフプラザ 2階 第2セミナー室

【受付】13:15～16:15 【相談】13:30～16:45

(3) 労働なんでも相談

○県内各地で開催、相談員(県職員)が相談を受け付けます。

【開催予定】

・5月13日(水) きつき生涯学習館 3階 第6研修室

・6月11日(木) 津久見市民ふれあい交流センター 1階 大会議室

【受付・相談】11:00～15:00

○お問い合わせや電話相談は相談専用電話へ。

☆固定電話用——» TEL: 0120-601-540 // ☆携帯・公衆電話用——» TEL: 097-532-3040

【ホームページ】<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>

平成26年度 労働相談の実施状況

1. 労働相談件数の推移

平成27年3月末現在

平成26年度 1,201件	平成25年度 1,151件	平成24年度 1,077件	平成23年度 1,038件	平成22年度 872件	平成21年度 982件	平成20年度 1,138件	平成19年度 839件	平成18年度 853件
前年度比 104.3%								

2. 平成26年度 業種別・規模別相談実人数(高い順)

業種	規模別				合計件数	割合	25年度割合
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上			
医療、福祉	58	25	19	11	133	19.5%	20.2%
卸売業、小売業	60	7	11	8	106	15.5%	13.3%
製造業	28	22	15	11	85	12.5%	1.9%
宿泊業、飲食サービス業	32	4	21	10	75	11.0%	10.5%
生活関連サービス業、娯楽業	14	5	3	1	28	4.1%	1.4%
建設業	18	0	1	0	25	3.7%	5.4%

3. 平成26年度 相談内容別・規模別件数(高い順)

相談内容	規模別				合計件数	割合
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上		
賃金	98	26	28	9	193	16.1%
労働時間、休日・休暇	63	28	28	13	154	12.8%
退職、退職金	59	24	11	7	113	9.4%
解雇、退職勧奨	52	15	10	7	96	8.0%
労働保険	35	12	4	4	75	6.2%
就業規則(労働契約)	25	10	10	4	52	4.3%

(主な内容)
賃金未払い64、時間外手当40
年次有給休暇77、時間外労働32
退職99、退職金14
解雇、雇止め62、退職勧奨34
雇用保険49

4. 平成26年度 労使等の相談状況(相談実人数)

労働者		使用者	
正規社員	非正規社員	小計	合計
314	301	615	682

5. 平成26年度 巡回特別労働相談の実施状況

巡回特別労働相談実施箇所	回数	労働なんでも相談実施箇所	回数
大分市	6回	大分市	3回
別府市	3回	杵築市	1回
宇佐市	1回	津久見市	1回
日田市	1回	中津市	1回
佐伯市	1回	竹田市	1回
		国東市	1回
		玖珠町	1回
		豊後高田市	1回
		日出町	1回
		由布市	1回

○巡回特別労働相談の対応者
・特別労働相談員
・社会保険労務士
・労働基準監督職員

6. 相談会別件数

	25年度	26年度	対前年度比
センター内相談	949	971	102.3%
巡回特別労働相談	151	147	97.4%
労働なんでも相談	51	83	162.7%
合計	1,151	1,201	104.3%

7. ハラスメント関係の労働相談件数

内容別	26年度件数 (25年度件数)	25年度件数 (24年度件数)
パワーハラスメント	85 (76)	76 (54)
職場のいやがらせ	28 (37)	37 (24)
セクシュアルハラスメント	9 (4)	4 (6)
合計	122 (117)	117 (84)

前年度比 104.3%

大分県労政・相談情報センター—運営要綱

(目的)

第1条 大分県労政・相談情報センター（以下「センター」という。）は中小企業における労使関係の健全化を図るため、関係諸機関との緊密な連携のもとに労使関係者に対して労働相談、啓発指導及び情報提供を行い、中小企業労働問題の改善に資することを目的とする。

(所在及び区域)

第2条 センターは、大分県商工労働部労政福祉課内に置き、所管区域は大分県全域とする。

(構成)

- 第3条 センターは、所長、運営委員及び相談員により構成する。
- 2 センターの長は、大分県商工労働部労政福祉課労働相談・啓発班総括をもって充てる。
- 3 運営委員及び相談員は、関係諸機関の職員の中から知事が委嘱する。
- 4 前項のほか必要があると認められるときは、特別労働相談員（弁護士）を委嘱し、大分県社会保険労務士会の推薦により助言者（社会保険労務士）を依頼する。
- 5 大分県商工労働部労政福祉課労働相談・啓発班の職員（以下「労政職員」という。）は、相談員を兼ねるものとする。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事項の相談に応じるとともに、必要に応じて関係諸機関の紹介あわせんを行う。

- (1) 労使の紛争の予防に関すること。
- (2) 労務管理の改善に関すること。
- (3) 労働組合の組織及び運営に関すること。
- (4) その他労使関係の安定に関すること。

(運営)

- 第5条 センターにおける相談要領は、次の各号のとおりとする。
- (1) 常時相談（文書・電話相談を含む）は、所長及び相談員をもって実施する。
 - (2) 巡回特別労働相談は、特別労働相談員（弁護士）、助言者（社会保険労務士）及び関係諸機関の協力を得て実施する。
 - (3) 相談内容により関係諸機関へ紹介あわせんを行ったときは、その結果を確認し、必要あるものについては引き続き事後指導を行う。
 - (4) あわせん指導は、労働相談のうち相談者から要請があり、かつセンターの長が必要と認めた場合は、労使双方の合意を得て、可能な範囲内で、「助言、指導、話し合いの仲介、和解の勧奨」等を行い、問題解決に向けた支援を行う。

(協議会の開催)

第6条 センターの運営を円滑ならしめるため、運営委員を構成員とする運営協議会

又は相談員を構成員とする相談員協議会を年一回以上開催するものとする。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、業務運営に当たり、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 中小企業関係者の奉仕者としての信念を保持し、問題の早期解決に努める。
- (2) 中小企業の実態を常に把握し、業務の効率的な推進を図る。
- (3) 厳正中立の態度をもって相談に当たるとともに、相談によって知り得た事項は外部に漏らしてはならない。

(相談員の研修)

第8条 相談員のうち労政職員は、労働相談員研修要綱に基づき研修を受けるものとする。

(相談簿の整備等)

第9条 相談内容及びその処理経過等は、労働相談簿（様式第3号）を備えなければならない。

- 2 必要があるときは、労働相談簿（様式第3号）により関係機関に紹介連絡して、その結果を確認するものとする。

(集計)

第10条 センターの利用状況（月別・年度別）について、産業別・規模別・労使別相談件数を様式第1号により、相談内容別・規模別・労使別相談件数を様式第2号により集計するものとする。

(周知啓発)

第11条 労使関係者の積極的利用促進のため、新聞、放送、官公庁機関紙及び掲示板等を利用して、センターの業務内容等必要事項の周知に努めなければならない。

附則 1 この運営要綱は、平成2年4月1日から実施するものとする。

2 大分県中小企業労働相談所運営要綱（昭和43年4月1日）は廃止する。

附則 1 この運営要綱は、平成11年5月1日から実施するものとする。

2 大分県中小企業労働相談所運営要綱（平成2年4月1日）は廃止する。

附則 1 この運営要綱は、平成13年4月1日から実施するものとする。

2 大分県中小企業労働相談所運営要綱（平成11年5月1日）は廃止する。

附則 この運営要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この運営要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この運営要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この運営要綱は、平成19年5月1日から施行する。